

## 鳥取県告示第22号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年2月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年1月15日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

1 申請のあった年月日

平成24年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハーモニカレッジ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大堀 貴士

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡八頭町才代299

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、すべての人を対象に、人や動物と関わりながら自然体験や学習活動、文化活動などを行うことにより、自信と誇りを育てると共に、未来に希望が溢れ、安心して学び合い、育ち合うことができる社会づくりを目指して、青少年の健全育成、社会教育と社会福祉の推進、子育て支援、循環型社会の形成、地域活性の推進に寄与することを目的とする。